

第一部会（第25期・第1回）議事要旨

I 日時 令和2年10月2日 10:30～12:00、13:30～16:00

II 会場 日本学術会議 5-A(1)、(2) 会議室

III 出欠

出席者：

有田 伸、岩井 紀子（ビデオ）、宇山 智彦、遠藤 利彦（ビデオ）、大垣 昌夫、大竹文雄（ビデオ）、大塚 直、大山 耕輔、岡崎 哲二（ビデオ）、岡部 美香（ビデオ）、勝野 正章（ビデオ）、亀本 洋、荻部 直、川嶋 四郎、行場 次朗（ビデオ）、栗田 禎子、小長谷 有紀、小林 傳司（ビデオ）、坂田 省吾、佐藤 嘉倫、佐野 正博、白波瀬 佐和子（ビデオ）、鈴木 基史（ビデオ）、高倉 浩樹、高橋 裕子（ビデオ）、高村 ゆかり、高山 佳奈子、谷口 尚子（ビデオ）、西尾 チヅル、西田 眞也（ビデオ）、西山 慶彦、野口 晃弘、芳賀 満、橋本 伸也、原 拓志、原田 範行、平田 オリザ（ビデオ）、眞柄 秀子、松井 三枝（ビデオ）、松下 佳代（ビデオ）、松原 宏、馬奈木 俊介、三尾 裕子（ビデオ）、溝端 佐登史、三成 賢次、南野 佳代、矢野 桂司、山田 八千子、吉田 文（ビデオ）、吉田 和彦、吉水 千鶴子、若尾 政希（ビデオ）、和氣 純子（ビデオ）、和田 肇、渡部 泰明（第一部会員 55名）

欠席者：

大久保 規子、大野 由夏、上東 貴志、黒崎 卓、野口 晴子、日比谷 潤子、水野 紀子、森口 千晶、吉岡 洋（第一部会員 9名）

事務局：

高橋 雅之、牧野 敬子、中野 裕介、實川 雅貴

IV 議事

・事務局より、部長選任までの座長を慣例により和田肇会員に委嘱したいとの提案があり、承認された。

（1）自己紹介

・出席会員全員から自己紹介があった。

（2）部長の互選について

・部長選挙に際して、会員より以下の発言があった。

宇山智彦会員：手続きに入る前に、本来 70 人いるべき部会で 1 割近くが欠けているという

状態で部長、役員を選ぶという事の位置づけを少し議論する必要がある。これで選ばれる部長、役員は正式な位置づけになるのかどうか。会員の位置づけは問題にならないのか。そして6名の方々の中には、本来部長ないし役員にふさわしい方々がいるかもしれない。そうすると、首尾良くその方々が後に任命された際に、提案があれば改めて部長の選挙、あるいは役員の任命を行うということ、その可能性を考えておかなくてよいのだろうかという事を議論として提案したい。

橋本伸也会員：今のご提案極めて御尤もでございます。前の期の役員の間ですでにそのことについて検討した。現時点での座長の役割に関して、この会議の招集を行っているのは会長であり、会長の委任を受けた形で、部長を選出するという議題1点に限って委任をされて、座長をされているという位置づけであり、学術会議の他の議事内容にかかわる議論をつかさどることまで委任されているかどうかの判断が難しい。また、提起された問題は長く引き継ぐことになるので、まずはきちんと部長、部の役員を選ぶ必要があると考える。総会についても同じことが論点としてあったが、まずはきちんと会長を選び、学術会議の執行部を選ぶという事をしたうえで、継続的な取り組みをできるような形にしようとした。それゆえ、座長には部長選のみをつかさどっていただくということをお願いするという整理をしている。提案の通りに、この状況の下で選ばれた部長、副部長、幹事の正当性に若干の瑕疵があるのではないかという意見はあり得る。提案通りに、選び直すという事自体は禁じられておらず、第一部に関し、この間、部長をはじめとして、役員は途中で交代をしながらつないでいくというようなことも行っている。それゆえ、意見を記録に留めたいと、粛々と部長選挙をしていただきたいという事が前期の役員からの引継ぎである。

栗田禎子会員：昨日総会の時と全く同じで、昨日も会長選挙はいいのか、会員名簿から6名抜けている段階の候補者不備の状態で行うと会長選挙自体に疑義が生じるのではないかという問題提起をして、その時も同じ回答を橋本会員からいただいた。その時の議長は事務局で、内容面についての回答ができない立場だったため、橋本会員からは「懸念は共有するが、今は新体制を発足させることが重要だ」という説明をいただいた。私は宇山会員の提起に大賛成で、今みなで自己紹介したが、ここで自己紹介できない6名のメンバーの存在を忘れてはいけない。一刻も早く学術会議が推薦した6名のメンバーを正式にお迎えすることを、この部会の目的にしたいと思う。ただそのためにも新体制を早く発足させる必要があるという点には同意する。宇山会員の指摘の通り、その6名の中に適任の部長がいるかもしれず、それを外した選挙は正当なのかという疑義がある。宇山会員の問題提起と橋本会員の回答を記録に残す事を大前提としたうえで、新体制を発足させ、その上で新しい6名の会員が任命されたらもう一度選挙をするということでぜひ議論していただきたい。

・事務局より出席者数（49名（現地32名、オンライン17名））が指摘された。

橋本伸也会員；明確に定足数を示していただきたい。

事務局（高橋）；会員総数 64 名で定足数は 32 名である。

・事務局から部長選挙方法に関し説明があり、部長の互選が行われ、橋本伸也会員（第 24 期・第 25 期、史学）が第 25 期第一部長に選任された。互選は会長選挙の方法に準じて行われ、第 2 回投票で決した。

これにより橋本伸也会員が第 25 期第一部の部長となり、挨拶を行った。

（昼食休憩、再開後）

議事に先立ち午後の部の出席者数（45 名（現地 30 名、オンライン 15 名））が示された。

（3）部長による副部長、幹事の指名および同意について

・橋本伸也部長より以下の通り副部長および幹事の指名があり、承認された。副部長、幹事から挨拶があった。

副部長 溝端佐登史会員（第 24 期・第 25 期、経済学）

幹事 日比谷潤子会員（第 25 期・第 26 期、言語・文学）

幹事 小林 傳司会員（第 24 期・第 25 期、哲学）

（4）分野別委員会の委員について

分野別委員会の委員について、資料 2 の通り幹事会に提案することが承認された。

（5）新連携会員説明会の日程について

事務局より、資料 3 に基づいて、新連携会員への説明会開催の概要について説明があり、開催日程時期が提示された。開催日時の決定については部長・副部長・幹事・分野別委員長に一任することにされた。

（6）今後の分野別委員会および分科会の開催について

橋本部長より、資料 4 に基づき、3 日に開催される分野別委員会で第 25 期に設置されるべき分科会とその世話人を決定するように依頼があった。あわせて資料 7 の「10 月 3 日幹事会にて暫定設置予定の分科会設置提案書および委員候補者名簿」により暫定設置分科会 3 件（史学委員会中高大歴史教育に関する分科会、地域研究委員会文化人類学委員会、同多文化共生分科会）の設置を承認して、幹事会に提案することとした。

(7) 申し送り事項について

橋本部長より、第24期からの申し送りについて説明を受けた。第1に、第一部の活動方針として人文・社会科学の振興を、2017年の提言を受けて実施し、25期もこれを継続し、関連する分科会を提案したい。第2に、科学技術基本法改正および科学技術基本計画策定に関連して、法の中に人文・社会科学が取り込まれ、さらにCSTIとの懇談、町村前部長のCSTIへの出席と報告、8月第一部会での議論を行ってきたこと、法改正から「人文科学のみに係るものは除く。」がとれただけではない抜本的な見直しが必要であること、第一分野への期待があることが触れられ、継続した議論をしたい旨説明された。第3に、資料4にもとづいて、第一部に附置する分科会にかんして、国際協力分科会は継続する、科学と社会のあり方を再構築する分科会は学術情報の発信にかんする委員会との関係もあり、見直しを含め検討する、人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会は継続する、総合ジェンダー分科会は継続する、人文・社会科学基礎データ分科会は議論の途上であり、継続することが説明された。継続分については世話人を決め、設置提案書を10-11月の幹事会に提案し、見直し分についても設置の要否について前期の委員長も含めて協議したうえで、必要であれば幹事会に提案することが言及された。第一部附置分科会に関し、質疑のうえで承認された。第4に、部の審議にかかる予算にかんし、2019年度からの予算執行ルールで引き続き実施すること、2021年度予算については必要があれば見直すことが確認された。第5に、分野別委員会分科会の設置のあり方について、分科会は年1.5回程度で、費用間の融通が利かないこと、工夫して会議を開くことが指摘され、委員数と予算額の不釣り合いから設置にあたって、分科会の必要性、既存分科会との関連、委員数を考慮して設置を検討してほしいことが指摘された。提言の査読に関する議論は別途設けることとされた。

(質疑)

佐藤嘉倫会員；年間1.5回の意味、世話人の仕事、連携会員への連絡、分科会の委員数、幹事会に間に合わせる日程などについて伺いたい。

橋本伸也部長；年度内での意味であり今年度後半（10月～3月）については一回は開催できるはずである。世話人は急ぐ場合10月の幹事会に間に合うように準備し、連携会員は先に入れても後から入れても構わない。連携会員向けの説明会で分科会を募り、委員構成が決まる。連携会員はすでにホームページに公表されており、特任連携会員に関しては分科会が設置され議決された後になる。また、委員数が多くなる場合は世話人の判断で構成を決める。申請書類に関しては分野別委員会で配布する。幹事会の2週間前をめどとし、設置提案書と名簿の両方が必要になる（別々に提出しても構わないが）。

西尾チヅル会員；予算制約から分科会の規模を適正化するようとの議論が前期の拡大役員会などであったが、この議論は継続しているのか。

橋本伸也部長；現時点では部として一律に基準を設けるなどのことはできないので、まず

は分野別委員会で議論してほしい。

高倉浩樹会員：申請は会員だけか、また委員長に連携会員が就任することは可能か。

事務局：分科会設置提案は分野別委員長が行うので、分野別委員会で選任された世話人は後日事務局から送付する書式により設置提案書を期日に間に合うように分野別委員長まで提出していただきたい。10月幹事会で委員の決定もあわせて行う場合は、同日までに委員候補名簿も提出していただくことになる。連携会員も分野別委員長に就任することができる。

(8) 新会員任命問題について

橋本部長よりこの間の経過・考え方に関して適切に情報を得るために、町村前第一部長(現、連携会員)の発言を認めることが提案され了承された。

町村敬志前部長：法にもとづいて推薦した方が現時点で任命されていないことは遺憾であり、第一部に集中していることにも憤りを感じる。任命されなかった候補者にお詫びしたい。また、第25期の会員に多くの負担を負わせていることにもお詫びしたい。今回の経緯については、総会での山極前会長の説明に尽きる。9月29日朝に事務局から連絡をいただき、第一部役員で相談して行動した。任命されなかった方と分野別委員長に考えを伺い、30日に3部長合意の下で内閣総理大臣宛てに質問状を発出した。会員の選考過程は法に則り、学術会議が見識を持って行った。候補者を準備し、また学協会から推薦を受け取りまとめて候補者リストを用意し、すべての分野別委員会が参加した会議で検討した。規則に従って候補者名簿を準備し、7月臨時総会で決定し、提出されている。今回の事態は第一部に限られたことではなく、学術会議では連携した議論が求められる。

橋本伸也部長：町村前部長の質疑への参加承認をとる。部としての意思の表明をしたい。

(質疑)

栗田禎子会員：今は前向きに何をすべきかを議論すべきであり、総会の提案はシンプルだが良かった。質問としては、29日に事務局から候補者に連絡がいき、分野別委員長と候補者の意向が確認されたということだが、その前後に具体的にはどのような選択肢があると考え、検討したのか。たとえば総会開催自体の延期なども検討したのか。

高橋裕子会員：宛先として、内閣総理大臣を記載すべきである。

橋本伸也部長：幹事会に伝える。

三成賢次会員：法律関係の任命のないのは痛い。任命されなかった6名の身分を学術会議として決めてほしい。分科会への参加など、会員として推薦した以上会員としての処遇が必要。連携会員して処遇するという方法もある。

橋本伸也部長：幹事会に伝える。

亀本洋会員：連携会員であった候補者の場合、連携会員の身分がある候補者もいる。

岡崎哲二会員：15条によると連携会員は会長が任命する。

大垣昌夫会員：「推薦に基づいて総理が任命」の法解釈を聞きたい。過去の国会答弁は今も正当な解釈なのか。合法か否かと、学術会議と政府の関係の問題は区別されるべきで、法の専門家に伺いたい。

高山佳奈子会員：審議会委員と会員では選考の意味が異なる。210名を勝手に減じることはできず、選考することができるのは学術会議のみ。ゆえに、違法と考える。

小林傳司会員：高山会員に同意。内閣府は平成30年に法解釈を変更した（1983年の国会答弁を変えた）という情報が出ている。

亀本洋会員：高山会員の通り違法。検察官の定年延長も含め違法なことを行う内閣である。

和田肇会員：解釈が変わったのかに関しては、過去の部長などに相談すべきかと。定年された方の補充でもめたと聞いており、調査してほしい。欠格事由がなければ拒否できない、拒否するのであれば説明すべき。アカデミーと政府の関係に関して議論すべきである。

岡崎哲二会員：違法であれば司法に訴えることは可能か。候補者あるいは会長が。

白波瀬佐和子会員：推薦を任命しなかった場合の違法の根拠、事実に対する説明責任が問われる。何に対して異議申し立てするのか、根拠が重要になる。

川嶋四郎会員：司法的対応もあり得る。最後の手段として賛成である。裁判所を通じて、仮処分、民事訴訟、行政訴訟が可能である。本件には、違法の問題だけではなく、違憲の問題もある。学問の自由だけではなく、表現の自由にもかかわり、それは民主主義の基盤ゆえに、自由や民主主義に対する挑戦でもある。さらに、思想・信条・良心の自由にもかかわる。訴訟は、どのような形態であれ、憲法訴訟になり得る。本件は多角的な検討が必要である。ワーキンググループを作り、学術会議として検討すべきである。

高山佳奈子会員：第26条の解釈が任命の根拠になる。

高倉浩樹会員：第一部会にとどまらず、第二部、第三部との連帯が必要で、突出しないように。

松原宏会員：総会での要望書はシンプルでよいが、前書きがない。会員にとって遺憾であることを主張すべき。第一部のものにはそれをいれるべき。

町村敬志前部長：事実関係として、29日朝に伝えられた。当事者には事務局から連絡し、その後部として連絡を取った。30日は総会の議論を行った。

橋本伸也部長：総会をしなければ学術会議がなくなる。総会を成功させることが不可欠で、総会をしないという選択肢はなかった。

高橋裕子会員：監督権を行使することは法律上可能か。

栗田禎子会員：学術会議は独立して活動することになっており、政府が監督権を行使するというのはおかしい。

橋本伸也部長：第一部の提案に関し、前期役員から提案を受け取っている。文書の性格が難しいが、決議として議事録にとどめたい。意思の発出はできないが、部会の議論は公開なので外に伝えられる。総会での要望と同じ趣旨だが、遺憾であることと、法の根拠を入

れている。総会の決定を受けて学術会議全体にかかわって言うべき基本のスタンスの文書である。その場で配布された「第一回第一部会確認事項（決議）」を読み上げ、文案の審議を求める。

宇山智彦会員：210名に満たないこと、政府に選考権があるかのようにふるまうことは違法。違法であることをいうべきである。

橋本伸也部長：違法であることには同意するが、そのように明言するには根拠づけになる根拠の説明をきちんと挿入しなければならない。慎重さを要する。違法というにはワーキンググループを作って根拠を明確に示す必要がある。個人ではなく学術会議が違法と発するのは意味が異なる。第一部としては幹事会に間に合わせたい。緊迫した状況下で、言葉足らずの文書を出して隙を作りかねない。

宇山智彦会員：第一部以外の人たちに問題点を理解してもらうためにも、法に反しているという指摘は入れた方がよい。少なくとも、定員を満たしていないという違法状態をいうべき。

亀本洋会員：違法を出すと後、交渉ができない。妥協できないものを出すのは問題。

橋本伸也部長：第一部が先鋭化すると、第二部、第三部が離れる。違法だけがクローズアップされると学術会議内でギャップが拡大する。210名は記載してもいい。

有田伸会員：学術会議が何をするかに関し、総会の要望書は誰に対してかをアピールすべき。決議については異論ない。ホームページに入れて発信すべき。

佐野正博会員：誰に向けてかは国民、社会に向けてだ。学術会議が独立していることの意味が重要である。独立は政府から自由であり、学問にとっても自由であり、多様性の確保が不可欠になる。決議に関しては、説明責任を入れるべきで、説明責任を果たさないのは『1984』（George Orwell, 1949）に描かれたような国と同じになる。

原拓志会員：第一部の性格から、合法性に疑義があることをいれるべき。

橋本伸也部長：もっとも抑制した決議を提案している。ミニマムとして出したもので、第二部、第三部とのやり取りを前提にしている。修文して議決したい。

白波瀬佐和子会員：部長のスタンスに賛成。学術会議として合意の形成が大事で、違法に慎重な態度には賛成。ただし、遺憾は入れる。

・修文に関し若干の議論を重ねた後、橋本部長から修文したものに関して、決を採ることを提案する。

修文された決議案が、賛成45、反対1、保留なしで可決された。

若尾政希会員：各学協会から講義声明を出してもらい、声をあげてもらうことが必要。

松下佳代会員：教育系も同じで、分野横断的に声をあげたい。

橋本伸也部長：分野別委員会でも働きかけていただきたい。

以上